

導入選定基準

本業務に係る事業者の選定については、仕様書に定める内容を満たし、適切に業務を実施できる事業者から提出された見積書及び試用結果を基に、次の基準で総合的に評価し、契約の相手方を決定するものとする。

1. 評価対象事業者

評価の対象とする事業者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 本業務の仕様書に定める機能及び業務内容を満たすサービスを提供できること。
- (2) 社会保険労務士等の専門家向けに提供されている生成AIサービスであり、労働法令及び社会保険制度に関する情報を基礎とした回答機能を有すること。
- (3) 本業務を適切に実施できる体制を有すること。
- (4) 予定価格の範囲内で見積書を提出していること。

2. 評価基準及び配点

事業者の評価は、試用結果を基にした性能評価及び見積額による価格評価を組み合わせた総合評価により実施する。評価点の考え方は以下の通り。

(性能評価)

(1) 労働相談業務への適合性 【20点】

<評価点>

- ・労働法令や制度の趣旨に沿った回答が示されているか。
- ・法的根拠や判例などの引用情報が適切に示されているか。

(2) 回答の実務的有用性 【20点】

<評価点>

- ・選択肢や解決策が、相談内容の詳細を踏まえた具体的な内容であるか。
- ・適法性の観点のみならず、実務上の判断基準を整理した回答が示されているか。

(3) 回答の網羅性及び発想の広がり 【20点】

<評価点>

- ・一つの事象に対して、関連する制度、手続き、解釈例等が総合的かつ網羅的に示されているか。
- ・相談内容に基づいて、複数の対応手順のアプローチを示しており、柔軟性や代替案が十分に検討されているか。

(4) 回答の分かりやすさ及び整理性 【20点】

<評価点>

- ・回答の構成は、理解しやすいよう整理されているか。
- ・追加の質問に対する回答は、これまでの対話内容を踏まえて適切に返答されているか。

(5) 操作性及び利用のしやすさ 【20点】

<評価点>

- ・操作方法は、直感的で分かりやすいか。
- ・回答の表示方法や速度、回数は、業務を円滑に遂行するうえでスムーズに機能しているか。

(価格評価)

(6) 価格 【10点】

<評価点>

- ・提示された見積価格が、サービス内容に見合った適正といえる価格であるか。
- ・著しく低い価格となっていないか。

3. 評価方法

本所においては、労働相談課の職員が評価を行うものとする。
各支所においては、各支所の主幹又は支所長が、当該支所の相談員等の意見を取りまとめた上で評価を行うものとする。

性能評価については、100点満点とし、評価基準の各項目にて以下の方法で配点する。

価格評価については、10点満点とし、提示された見積価格と予定価格の差額を基準値として、その値を基に点数化を行う。

最終的には、性能評価における各審査員の評価の合計点を算出し、価格評価の点数を加点したものを評価結果とする。

● 2 (1)～(5)の評価方法

	とても優れている	優れている	やや優れている	ふつう	劣っている
配点	20点	16点	12点	8点	4点

● 2 (6)の評価方法

基準値 = ((予定価格 - 提示見積価格) ÷ 予定価格) × 100

	50%以上 100%以内	50%未満
配点	10点	5点

※提示見積価格が予定価格を超過している場合は、欠格とする。